

広告

りを図るため、市街化を抑制する区域として定められています。一般住宅や工場、簡易なプレハブ構造の建物など構造物の建築が規制されています。また、農業用倉庫を工場など別の目的に使用する用途変更も規制されています。

△**土地購入についての相談**▽
「市街化調整区域と知らずに土地を買ってしまった」「土地を買ったが公道に接していないので家が建てられない」など土地売買に関するトラブルが発生しています。契約書を取り交わしたり手付金を支払ったりする前にご相談ください。また、市街化調整区域の山林や原野を画面上で区分し、宅地と見せかけた現状有姿分譲地は、将来市街化区域となる保証はありませんし、建物を建てることもできませんのでご注意ください。

【詳細】宅地課☎(21)2512

住宅に関する資金融資

【内】①高齢者、障がい者住宅バリアフリー化等リフォーム資金②耐震改修資金。詳細はお問い合わせを。

【限度額】300万円(①に屋根の無落雪化を含む場合は400万円)。

【利率】無利子。要保証措置など。

【返済】元金均等毎月払い、5年(20年。対象工事、担保の有無により異なる)。

【市内の住宅】②は昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て木造住宅(対象工事を行う市民で、次のすべてに該当する方。①55歳以上②は年齢制限なし)か身体障害者手帳、療育手帳を持つ方とその同居親族(親子は別居可)。

【前年所得】が千200万円以下、

【20歳以上】で返済能力を有する方。ただし融資実行時および完済時年齢上限は各取扱金融機関により異なる、①市民税を滞納していない。

【4月13日(月)から市役所7階住宅課、区役所で配布する申込書と必要書類を来年1月29日(金)までに持参。

【詳細】住宅課☎(21)2832、HP

融雪期の土砂災害にご注意を

がけの近くにお住まいの方や土地をお持ちの方は、融雪水によるがけ崩れと土砂の流出に十分ご注意ください。

【点検】①がけ面の緩みや亀裂②異常な流水の集中、がけ面からのわき水③擁壁の膨らみや亀裂。

【対策】必要に応じて板や土のうで仮排水路を設ける。擁壁などに異常を発見したときは、直ちにご相談ください。

【規制】丘陵地や山側一帯は宅地造成工事規制区域に指定されています。区域内では、のり面の造成や擁壁の設置などで基準の高さを超えるがけを生じる行為と、整地面積が500平方

メートルを超える行為は事前に許可が必要。無許可の工事は処罰対象となる場合があります。

【詳細】宅地課☎(21)2512

水道メーターの取り替えにご協力を

有効期限が近い水道メーターを無料で取り替えます。対象家庭には、水道局から委託を受けた事業者がチラシを配布し、後日伺います。作業には1時間ほど掛かります。

【4月下旬】8月下旬。

【詳細】給水課☎(21)7055

か配水管理事務所(中央・南区☎(572)7300、北・東区☎(762)7300、白石・厚別区☎(891)7300、豊平・清田区☎(812)7300、西・手稲区☎(663)7300)

市民防災センターが無休に

4月1日(水)から年末年始を除き無休になります。

【詳細】市民防災センター(白

石区南郷通6北)☎(861)1211、HP

【防災協会救命講習会】
△応急手当と普及員養成▽
【心肺蘇生法】などの技術習得と指導者の育成。

【5月11日(月)】13日(水)午前9時〜午後5時。

【市内に居住か通勤する18歳以上で、講習後、所属する団体などで指導できる方30人。】
【3千360円(テキスト希望者)】
△**上級救命**▽

【心肺蘇生法、AED(自動体外式除細動器)の使用法】
【5月20日(水)午前9時〜午後5時。市内に居住か通勤する16歳以上の方30人。】
【所】市民防災センター。

【往復はがきに上欄必要事項を記入し、4月14日(火)(必着)までに送付。(抽選)】

【申込先・詳細】防災協会☎003-0023
白石区南郷通6北市民防災センター(内)☎(861)1211